

1. 調査対象地



地理院地図 (電子国土 web)

1. 調査概要

(1) 調査件名

同愛記念病院整備事業計画（新棟建設等）における土壌汚染調査業務

（診療棟・管理棟間エリア）

(2) 調査の目的

本調査は、東京都墨田区横網二丁目1-11（以下「調査対象地」という。）において、「土壌汚染対策法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき土壌汚染状況調査（概況調査）を実施し、土壌汚染の有無及びその状況を確認するとともに、調査結果報告書を作成することを目的とする。

(3) 業務期間

平成31年2月1日より令和元年9月30日まで

(4) 地歴調査の概況（土壌汚染のおそれの区分）

地歴調査の結果より試料採取等対象物質ごとに汚染のおそれを下記のように区分した。

汚染のおそれの区分の分類

試料採取等 対象物質		汚染のおそれが生じた場所の位置（土地の形質の変更を行う範囲のみ）							
		表層				排水管底面			
		昭和50年以前の 建物		昭和50年以前の 建物からの排水		昭和50年以前の 建物からの排水		現在の 建物からの排水	
		石炭直焼 ボイラー 関連建物	旧本館 旧病棟	旧本館、旧病棟からの 地下排水管路 （現存しないもの）※1	その他	旧本館、旧病棟からの 地下排水管路 （現存するもの）	診療棟	管理棟 病棟	病棟下※2
第二種 特定 有害 物質	カドミウム	多い	少ない	少ない※1	少ない	ない	ない	ない	ない
	シアン	多い	多い	多い	少ない	多い	多い	ない	ない
	鉛	多い	多い	多い	少ない	多い	多い	ない	ない
	六価クロム	多い	多い	多い	少ない	多い	多い	ない	ない
	砒素	多い	少ない	少ない※1	少ない	ない	ない	ない	ない
	銻水銀	多い	多い	多い	少ない	多い	多い	多い	多い
	セレン	多い	少ない	少ない※1	少ない	ない	ない	ない	ない
	ぼう素	多い	多い	多い	少ない	多い	多い	多い	多い
	ふっ素	多い	少ない	少ない※1	少ない	ない	ない	ない	ない

ない：土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地

少ない：土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地

多い：土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地

※1 旧本館、旧病棟からの地下排水管路のうち現存しないものについては、排水管の深度が不明であることから、汚染のおそれが生じた場所の位置を表層とした。なお、カドミウム、砒素、セレン、ふっ素については、旧本館及び旧病棟での使用は無いが、石炭直焼等の場所で表層での使用が認められることから、「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」と分類した。

※2 単位区画内が全て病棟下となった場合は、病棟下において病棟が建設される昭和50年以前の建物による表層及び排水管底面の土壌汚染のおそれの区分に応じた調査を行う。

※ 上記区分の分類は、新棟建設事業における調査範囲全体にかかるものである。

(5) 調査実施機関

株式会社オオバ 東京支店

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関：2003-8-1022

<分析機関>

株式会社環境総合リサーチ 計量証明事業所登録番号：京都府 濃度第 1001 号

2. 調査の内容

(1) 試料採取地点

調査地点は、調査計画図に示すとおりである。

調査対象地の最北端にある地点を起点として 10m の格子（単位区画）を作成したのち、格子を右方向に 25 度 1 分 35 秒回転させた。

なお、緑辺部の区画のうち、隣接する 2 つの単位区画の合計面積が 130 m² 以下となる区画については 1 つの区画として統合した。

(2) 調査対象項目

調査項目は、地歴調査の結果に基づき、土壤汚染対策法に規定される特定有害物質のうち、第二種特定有害物質の 9 項目とした。

分析は、「土壤汚染対策法施行規則」に規定する、環境大臣が定める方法により実施する。

調査対象項目および基準等を以下に示す。

分析項目と指定基準・測定方法（土壤溶出量試験）

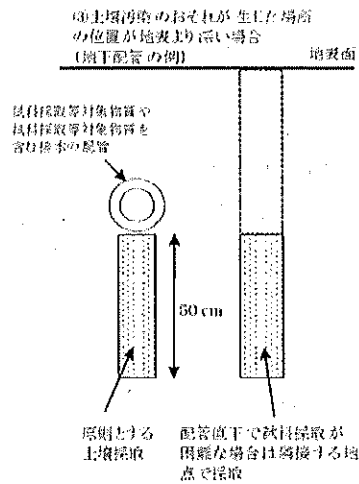
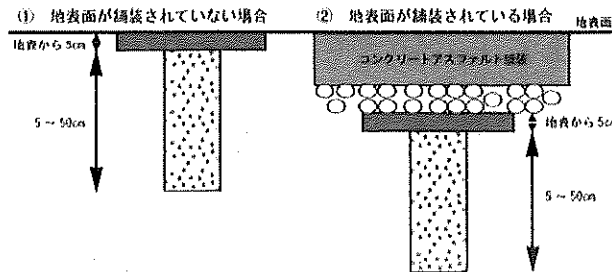
分類	項 目	溶出量基準 (mg/L)	測定方法
第二種 有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	JIS K 0102 55.4
	六価クロム化合物	0.05 以下	JIS K 0102 65.2.5
	シアン化合物	検出されないこと	JIS K 0102 38.3
	水銀及びその化合物	0.0005 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 1
	セレン及びその化合物	0.01 以下	JIS K 0102 67.4
	鉛及びその化合物	0.01 以下	JIS K 0102 54.4
	砒素及びその化合物	0.01 以下	JIS K 0102 61.4
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	JIS K 0102 34.1
	ほう素及びその化合物	1 以下	JIS K 0102 47.4

分析項目と指定基準・測定方法（土壤含有量試験）

分類	項 目	含有量基準 (mg/kg)	測定方法
第二種 有害物質	カドミウム及びその化合物	150 以下	JIS K 0102 55.4
	六価クロム化合物	250 以下	JIS K 0102 65.2.4
	シアン化合物	50 以下(遊離シアンとして)	JIS K 0102 38.3
	水銀及びその化合物	15 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 1
	セレン及びその化合物	150 以下	JIS K 0102 67.4
	鉛及びその化合物	150 以下	JIS K 0102 54.3
	砒素及びその化合物	150 以下	JIS K 0102 61.4
	ふっ素及びその化合物	4,000 以下	JIS K 0102 34.1
	ほう素及びその化合物	4,000 以下	JIS K 0102 47.3

(3) 試料採取

調査対象地において、有害物質が使用等された当時の利用状況が不明のことから、現在の地表面から 50cm 区間の土壌を採取（0～5cm、5～50cm を分けて採取）するものとする。コンクリート、アスファルト等で被覆されている場合は被覆面の下部からとする。

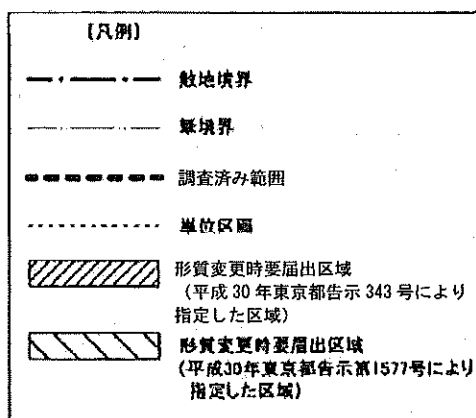
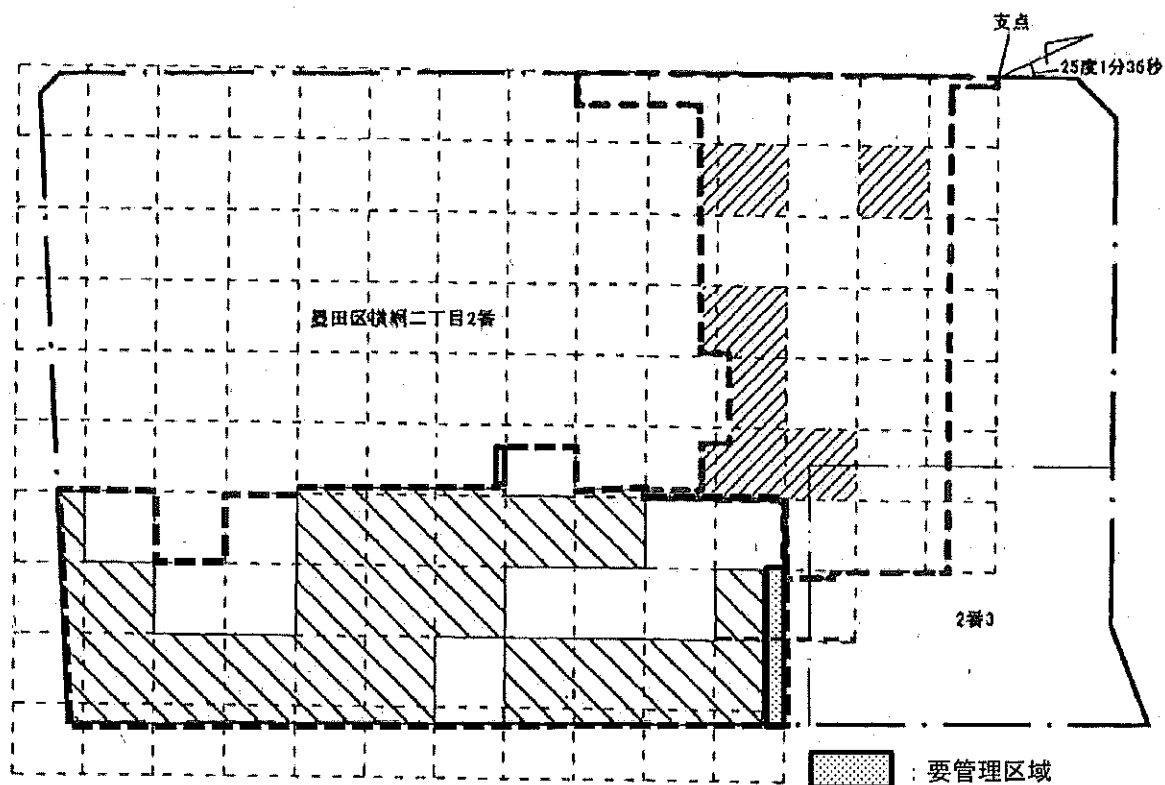


試料採取深度概念図

- ① 土壌採取はダブルスコップまたはハンドオーガ、ボーリングマシン等を用いて行う。

採取した土壌は礫や木片を除いたあと、密閉袋に封入し試験所に搬入する。

- ② 採取地点がアスファルト等で被覆されている場合は、原則としてコアカッターにより $\phi 150\text{mm}$ 程度の円形にコア抜きを行う。

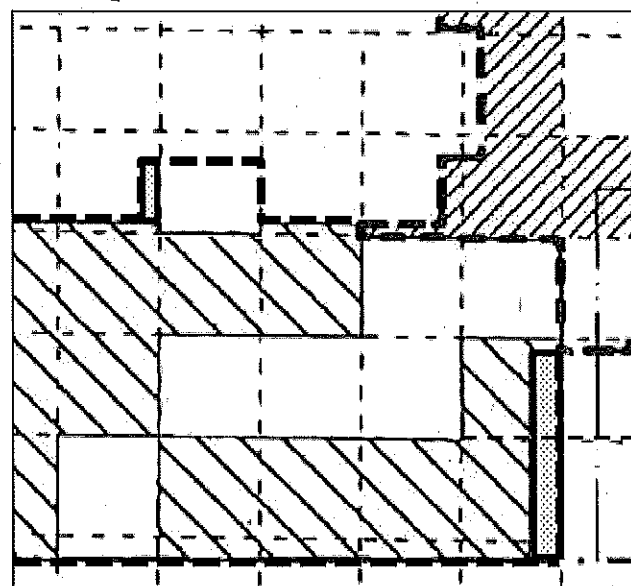


【支点】

支点の位置は $X=-33240.476$, $Y=-3539.676$ とする。
※本図は、測量法(昭和24年法律第186号)の規定により、
世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度 (25度1分36秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び
南北方向に引いた線並びにこれらと平行して
10m間隔で引いた線により構成されている格子を、
支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



拡大図